

収入証紙に関する条例施行規則を廃止する規則

収入証紙に関する条例施行規則（昭和39年神奈川県規則第66号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による廃止前の収入証紙に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第12条及び第11号様式の規定は、収入証紙に関する条例を廃止する条例（令和7年神奈川県条例第14号。以下「廃止条例」という。）附則第2項に規定する証紙並びに廃止条例の施行の日までに出納員及び現金出納員が会計管理者から交付を受けた証紙のうち販売されなかったものについて、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第13条及び第12号様式の規定は、廃止条例附則第2項に規定する証紙について、なおその効力を有する。
- 4 廃止条例附則第3項又は附則第4項の規定により、証紙を返還して現金の還付を受けようとする者にあつては、現金還付申請書（附則様式）を会計管理者又は地域県政総合センターの出納員に提出しなければならない。
- 5 廃止条例附則第5項に規定する販売手数料に相当する額は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に、令和6年度において当該販売者が買い受けた証紙の金額の合計額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - （1） 25億円以下の金額 100分の3.96
 - （2） 25億円を超える金額 100分の2.86

附則様式（附則第 4 項関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

現金還付申請書

年 月 日

殿

郵便番号

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
事務所の所在地、名称並びに代
表者の役職及び氏名 〕

電話番号

次のとおり収入証紙を返還して現金の還付を受けたいので、申請します。

還 付 金 額		円				
返還をする収入証紙	収入証紙の種 類	枚 数	金 額	収入証紙の種 類	枚 数	金 額
	円証紙	枚	円	円証紙	枚	円

振込先口座

取 扱 金 融 機 関	銀行 金庫 信用組合 協同組合				本店（所） 支店（所） 出張所			
	銀行コード				店舗コード （ 店 番 ）			
預 金 種 別	普通 ・ 当座							
口 座 番 号								
口 座 名 義 人 （ カ タ カ ナ ）								

- 備考 1 振込先口座は申請者の口座（法人の場合は法人名義の口座）としてください。申請者名義以外の口座への還付はできません。
- 2 ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳に記載されている「記号・番号」ではなく、振込用の店名、店番、預金種別及び口座番号を記載する必要があります。
- 3 返還をする収入証紙及び振込先口座を確認できる書類の写しを添付してください。